

林 まり

日本共産党大津市会議員団を代表し、

請願第2号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず国民健康保険被保険者に資格確認書の一律交付をすることを求める請願について

請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を提出することを求める請願について

請願第4号 生理用品を公共トイレに常備することを求める請願について  
賛成の立場から討論します。

まず、請願第2号です。

従来の健康保険証は、昨年12月2日で新規発行が停止されました。しかし、その後もマイナ保険証の利用率は低迷しています。厚生労働省が6月24日に公表した、今年5月のマイナ保険証利用率は29.3%でした。

全国保険医団体連合会が全国で行った「2024年12月2日以降のマイナ保険証実態調査結果」によると、回答した医療機関の9割近くが何らかのトラブルに見舞われています。トラブルの内容では、「マイナ保険証の有効期限切れ」が前回調査より大幅に増加しました。「カードリーダーの接続不良」など機器のトラブルも多発しているほか、「資格情報が無効」など、システムの根幹に関わるトラブルも続いています。

市内の医療機関でも、マイナ保険証を読み取るカードリーダーやシステムトラブルが続いています。そのうえ、発行日から5回目の誕生日までの電子証明書の有効期限について、有効期限があることすら認識がない患者さんも多く、受診して初めて有効期限切れに気づかれるのですが、その説明が大変難しいそうです。今後マイナ保険証利用の多くの方が有効期限切れとなれば現場はさらに混乱し、「無保険扱い」が増加しかねないことを危惧されています。

いよいよ被保険者証の有効期限を今月末に迎え、厚生労働省は、マイナ保険証の利用率が相対的に低いことや、自治体窓口での混乱を理由に当初方針を覆し、すべての75歳以上の後期高齢者に対し「資格確認書」を交付することに改めました。これによって、後期高齢者には、従来の保険証の有効期限が切れる今月末までに、「資格確認書」が自動的に送られてきます。

さらに厚生労働省は6月27日、各自治体等に今月末の有効期限切れ問題に対応するため事務連絡を発出しました。期限が切れた健康保険証や「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合でもオンラインで資格確認を前提に認めるというもので、来年3月末までの対応となります。

後期高齢者に従来の健康保険証と同様、資格確認書を全員に交付する措置をとったことも、有効期限切れを直前に控えた事務連絡も、どちらも強引に進めてきた健康保険証廃止のプロセスの行き詰まりを示しているといえます。

今般の事務通知は、医療現場の混乱を回避するための緊急対応として出されたものですが、マイナ保険証の有効期限切れは今後3年間で数千万件発生します。期間限定の暫定措置での対応ではなく、健康保険証をこれからも使えるようにし、マイナ保険証と併用すれば一瞬にして解決する問題です。

すでに、国民健康保険の加入者に資格確認書を一律送付することを決定している自治体も複数あります。市民が保険診療を受ける権利を保障し安心して医療にかかれるよう、保険者として国民健康保険に加入する被保険者にこれまでと同様に資格確認書を一律交付すべきと考えるもので、本請願に賛成します。

次に、請願第3号です。

今年の夏は、広島、長崎への原爆投下から80年という節目の年となります。昨年は、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が、ノーベル平和賞を受賞されました。被爆の実相、核兵器の非人道性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的なうねりをつくる原動力となった長年の活動が評価されたものです。

今、核兵器使用の現実の危険が高まる中で、核兵器禁止条約が重要な役割を増しています。今年3月時点で、署名国は国連加盟国の過半数に迫る94カ国、批准は73カ国に達しています。

一方で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、締約国会議へのオブザーバー参加も拒否し、条約に背を向け続けています。日本は、アメリカの「核抑止力」いわゆる「核の傘」に依存し日米一体で強化しているからです。しかし、トランプ大統領は、6月25日NATO首脳会議が開かれたオランダで、イランの核施設に対する空爆を広島と長崎への原爆投下になぞらえて「あれが戦争を終結させた。本質的に同じことだ」と語り、原爆投下を改めて正当化しました。広島、長崎への原爆投下は、いかなる理由があっても決して正当化し得ない国際法違反の無差別大量殺戮でした。核兵器が存在し続ける限り、平和な社会の実現は困難です。核兵器保有国がある限り、保有していない国の安全を完全に保障することはできません。いつ使用されるかわからないというリスクが存在し続けます。現在の核をめぐる国際情勢は、「核抑止論」の矛盾と限界をまさに明らかにしているといえます。

いま、日本政府に対する、核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書可決は全国の自治体に広がっています。原水爆禁止日本協議会によると、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書決議は、今年6月30日現在722自治体議会で採択され、

県・市町村合計1788自治体の40%となっています。

被爆者の願いである、「唯一の戦争被爆国である日本政府が一日も早く核兵器禁止条約を批准してほしい。」この声にこたえて、速やかに核兵器禁止条約への参加を決断すべきと考えることから、大津市議会からの意見書提出を求める本請願に賛成します。

最後に、請願第4号です。

私は、今通常会議の一般質問で、「ジェンダー平等の理解と推進に向けて」、全ての公共施設に生理用品の設置をすることや、包括的性教育の推進について質問いたしました。それは、生きづらさの背景にある無意識に潜む家父長制的バイアスや、ジェンダーに基づく暴力を根絶する取り組みが必要だと考えるからです。

しかし市は、「すべての人が多様性を認め合い、尊重し合うことにより、自分らしく最大限に力を発揮でき、一人ひとりがかがやくまち『おおつ』を実現する」との基本理念を掲げ、性差による困難を抱える人が一人で悩むことなく安心して暮らせるよう、市民向けの講座や研修会等による意識啓発に取り組んでいる」としながら、すべての公共施設の女子トイレに生理用品を設置することについては、「現在の取組は「生理の貧困」にある女性に寄り添うとともに、きめ細かな相談支援につなげることを目的としていることから、すべての公共施設の女子トイレに生理用品を設置することは考えていない」との見解です。

基本理念は立派ですが、行っていることは経済的な事情から、生理用品を十分に用意出来ない女性に対してのみの施策にとどまっています。

しかし、例えば熊本市では、生理に伴う女性特有の負担軽減と、性差にとらわれないジェンダー平等を推進するため、2022年5月から順次、公共施設のトイレに、無償で利用できる生理用品を設置し、生理用品の継続設置だけでなく、性別にかかわらず能力を発揮できる社会づくりを推進していくとし、長岡京市では、外出時の女性の生理に対する不安を軽減することで、性差にとらわれないジェンダー平等を推進し、誰もが優しさを実感できるまちづくりの取組みの一環として、女性トイレに生理用品を設置しているとしています。

このように、女性が抱える生理に伴う身体的・精神的負担軽減と性差にとらわれないジェンダー平等社会の実現のため、学校はもちろん公共施設内のトイレに生理用品を常備する自治体が増えています。

本請願の実現は、女性だけに課せられる負担を社会全体で考えることであり、市民の願いです。女性に対する嫌悪や蔑視を意味するミソジニーをなくし、一人ひとりがかがやくまち『おおつ』の実現に向けた大きな一歩になるものと確信します。

よって、女性の基本的人権を守り、ジェンダー平等を推進する立場から、本請願に賛成します。